

確定申告 はお早めに

申告期間 2月10日(水)
～3月15日(月)

→問合せ 税務課 ☎274-8546
甲府税務署 ☎254-6105



所得税の確定申告は、納税者が自ら税務署へ所得などの申告を行うことによって国へ納める税額を確定し、納付または還付を受けるもので、国の行政機関である税務署に対して個人が行うものです。

この申告は令和3年度の市県民税や国民健康保険税などの算定の資料になります。申告されていないと、保険税の軽減が受けられない場合や、税の証明書が発行できない場合がありますので、申告が必要となる人は必ず期限までに申告してください。

中央市では申告期間中に限り、国税庁より許可を受け、市職員による申告相談および仮収受(提出を代行し、税務署で審査)を実施します。しかし、専門知識を持った税務署職員ではないことから、また多くの人を対象とすることから、大変混雑します。

そのため、電子申告および郵送による申告にご協力ください。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、非接触の申告(e-Taxや郵送など)にご協力ください。

▼インターネットからの申告方法

国税庁のホームページには「所得税の確定申告コーナー」があり、簡単に自宅のパソコンで確定申告書の作成ができます。

印刷した確定申告書は、郵送などにより税務署にそのまま提出することができます。なお、申告書の控えが必要な人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、パソコンからのデータ送信(電子申告)は、24時間提出することができます。

郵送先 ☎400-8584

甲府市丸の内二丁目1-18

甲府税務署

国税庁ホームページ

URL <https://www.nta.go.jp/>

▼e-Taxが便利です

e-Taxを利用すると本人確認書類や添付書類の提出が省略できるなどのメリットがあります。ぜひご利用ください。

URL <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

go.jp/



申告書作成指導会

甲府税務署の職員による所得税および復興特別所得税、事業税、住民税共同の確定申告書作成の指導会を開催します。

※土地や建物、株式などの譲渡、贈与、相続関係については除きます。

日時 2月9日(火)

午前10時～正午、
午後1時～4時

場所 中央市役所 防災対策室



中央市の申告相談日程

申告会場 中央市役所 防災対策室
受付時間 午前9時～11時、午後1時30分～4時30分
(最終日のみ午後3時まで)
※開場は午前8時から

受付日	対象自治会・対象者
2月10日(水) 12日(金) 15日(月)	還付申告の人、住民税申告の人 受付時間 午前9時～正午 ※この期間は受付時間が異なりますのでご注意ください。
2月16日(火)	大田和、藤巻、今福、今福新田、飛石、釜無、清川
17日(水)	新町第1、新町第2、臼井阿原第1、臼井阿原第2、東
18日(木)	西花輪第1、西花輪第2、山王第1、山王第2、山王第3
19日(金)	リバーサイド第1、リバーサイド第2、リバーサイド第3
22日(月)	鍛冶新居、山之神、宮北、布施第3、布施第4、布施第5
23日(火・祝)	指定された日に申告会場に来られない人
24日(水)	東花輪第1、東花輪第2、東花輪第3、桜、新道
25日(木)	指定された日に申告会場に来られない人
26日(金)	中村、上手、水上、川東
3月1日(月)	久保、山宮、久保団地、山宮団地
2日(火)	関原、木原
3日(水)	浅利、高部、神明
4日(木)	指定された日に申告会場に来られない人
5日(金)	西新居、中楯、新城
8日(月)	上三條、下三條1、下三條2、井之口1、井之口2
9日(火)	若宮、下河東東、下河東西、下河東下
10日(水)	極楽寺、高橋、乙黒、町之田、一町畑
11日(木)	上成島、宿成島、新成島、下成島1、下成島2
3月12日(金) 15日(月)	上記の日程で申告会場に来られなかった人

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、受付時間の変更や開催中止になる場合があります。

来庁する際には、マスクの着用、受け付けでの検温、手指消毒にご協力ください。
また、体調不良や発熱の症状がある人は、申告相談はできません。

※申告相談は上記の日程でいつでも受けることができますが混雑などを避けるため、できるだけご自身の自治会対象日にお越しください。

※玉穂・豊富地区の対象日には、各支所から市役所行きのバスを運行します。利用には事前の申し込みが必要なので、税務課へご連絡ください。

※申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。



確定申告

よくある質問

申告について

問 相談会場には何を持って行けばいいですか？

答 主な持ち物は次の通りです。

- ・個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
 - ・本人確認書類(運転免許証、在留カード、公的医療保険の被保険者証など)
 - ・税務署からの「案内はがき」または市役所からの「市県民税等申告書」(郵送された人のみ)
 - ・昨年の申告書の控え
 - ・給与、公的年金などの源泉徴収票、収支内訳書(収入、支出に関する帳簿や領収書)
- ※申告書を提出する際、源泉徴収票の添付は不要となりました。
- ・国民年金保険料の支払証明書

- ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
- ・医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(セルフメディケーション税制の明細書)、健康増進などの取り組みを行ったことがわかる書類(セルフメディケーション税制を受ける場合)
- ※領収証の添付はできません。
- ・住宅ローン控除を受ける場合は、契約書(写し)、登記事項証明書(原本)、金融機関からの残高証明書(原本)、すまい給付金を含む補助金などを受けた場合はその額を証する書類、住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合は贈与税の申告書など住宅取得資金の額を証する書類(写し)、認定住宅の場合は認定住宅であることを証する書類
- ・税金が還付される場合は、金融機関の口座番号がわかるもの
- ・印鑑

問 相談会場に行くだけで、申告書は作ってもらえますか？

答 いいえ。申告書は自分で計算、記入が原則です。

中央市の申告会場では、作成のアドバイスを行います。収支内訳書、医療費控除や住宅ローンの控除計算書などは、あらかじめ自分で計算、記入をしてお持ちください。書類を作成した後に申告相談を行います。

問 手元に申告書が届いていないのですが、どうすればいいですか？

答 甲府税務署、市役所、玉穂・豊富支所に用意してあります。

市県民税等申告書は中央市から郵送していますが、確定申告書は甲府税務署から郵送されます。

申告書の代わりに案内はがきが郵送された人には、申告書は届きません。申告書が必要な場合は、事前に市役所、玉穂・豊富支所で受け取るか、直接相談会場にお越しください。

※国税庁ホームページからも、申告書を含む各種様式がダウンロードできます。

中央市の相談会では受け付けできない内容

問 土地、建物、株を売却した場合の申告や営業、農業、不動産所得などの青色申告はどこで申告したらいいですか？

答 左記に該当する人は「甲府税務署」の申告会場、または「税理士事務所」などで申告をしてください。

- ① 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人
- ② 青色申告の人
- ③ 営業、農業、不動産所得などの人で、今回初めて確定申告される人や、収支内訳書の記載が全くわからない人
- ④ 住宅ローン控除の確定申告をされる人で、ローンが連帯債務の人
- ⑤ 雑損控除のある人
- ⑥ 先物取引(FXを含む)や仮想通貨による所得がある人

※作成済みの確定申告書は、申告会場で預かり、甲府税務署へ提出します。

確定申告の対象者

問 中央市から市県民税等申告書が届きましたが、どうすればいいですか？

答 市県民税の申告が必要な場合があります。

令和3年1月1日現在中央市に住所を有する人で、申告が必要と思われる人は、あらかじめ「市民税・県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料申告書」を2月初旬に郵送します。申告書が届かなかった人でも、次の①～④に該当する人は、所得の有無に関わらず申告が必要です。無収入であっても申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療

保険料の軽減適用や、保育料、福祉サービスなどの算定が正しく受けられない場合があります。

① 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている人、または加入される人

② 介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)

③ 扶養者認定やそのほかの手続きのために、税務課で交付する所得に関する証明書が必要な人

④ 児童扶養手当を申請する人

※ただし、左記の人は市県民税の申告の必要はありません。

・ 令和2年分の確定申告をする人

・ 年末調整が済んでいる給与所得者で、支払者から市役所に給与支払報告書が提出されている人

・ 公的年金等支払報告書が支払者から市役所に提出されている人(控除に漏れがあった人は、申告することにより市県民税が軽減される場合があります)

問 私は確定申告が必要ですか？
答 確定申告の必要な人は、主に次に該当する人です。

① 給与所得者(アルバイト、パート、事業専従者も含む)で、給与を2か所以上から受けていた人

② 退職などにより年末調整をしていない人

③ 給与収入が2,000万円を超える人

④ 営業、農業、不動産所得などのある人

⑤ 個人年金や生命保険満期金、株式配当などを受け取った人

⑥ 給与以外の各種所得が20万円を超える人
⑦ 医療費控除や住宅ローン控除の適用を受ける人

問 令和2年中の収入は年金のみですが、確定申告は必要ですか？

答 申告の必要がない場合があります。

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下でかつ、公的年金などの雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、扶養控除や医療費控除を受けたい場合は申告が必要です。申告をしないと各種控除の適用がなくなり、翌年の市県民税が高くなってしまいます場合があります。

また、所得税の確定申告が必要ない場合でも市県民税の申告は必要な場合があります。

問 妻が専業主婦で無収入であること
を夫の会社に報告し、年末調整されていますが、妻の申告は必要ですか？

答 無収入の場合でも、中央市へ市県民税の申告が必要な場合があります。

会社などで行う年末調整は、勤めている人本人の年末調整です。妻の所得証明書が必要な場合は、妻の無収入の申告(ゼロ申告)が必要になります。

問 令和2年中は無収入ですが、申告は必要ですか？

答 無収入の場合でも、中央市への市県民税の申告がされていないと、左記のような不利益や不便が生じます。

・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者の世帯やこれから加入される人、介護保険料支払者の世帯の人は、申告をしないと正しい保険料や保険料の軽減適用が受けられません。

・ 保育料、福祉サービスの算定など、国や県、市からの助成金や手当などが正しく受けられない場合があります。

・ 所得証明や非課税証明などの税証明の交付が受けられません。会社や公的機関に証明書を提出する人は、所得がなくても申告が必要です。

各種控除・ふるさと納税

問 医療費控除を申告するにはどうすればいいですか？

答 生計を一にしている家族で、令和2年中の医療費の総額から生命保険会社や加入している健康保険組合などから補てんされた金額を引いた額が10万円以上、または所得の5%以上ある場合は、医療費控除が受けられます。

健康増進や疾病予防の取り組みを行っている場合、特定一般用医薬品等購入費から

保険などにより補てんされた金額を引いた額が1万2,000円を超えると、セルフメディケーション税制が受けられます。

※両方の控除を重複して受けることはできません。

控除を受けるためには「明細書」を自分で作成して提出する必要があります。市役所、玉穂・豊富支所に明細書を用意してありますので、医療を受けた人ごとに、医療費を支払った病院・薬局別に集計して記載してください。

※「医療費控除の明細書」作成の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」などで必要事項が全て記載されたもの)を添付すると、明細の記入を一部省略できます。

問 ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしています。医療費控除などを追加するため確定申告はできますか？

答 寄附先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、ワンストップ特例を申請している人は、確定申告または市県民税の申告を行うと特例の適用が無効になってしまいます。申告を行う場合は、ふるさと納税の寄附金額も申告に含めるように注意してください。

